

土木工事仕様書

市 川 市

(令和8年 4月 1日改定)

土木工事共通仕様書

1 目的等

- (1) 土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、市川市が発注する土木工事に係わる工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。
- (2) 工事請負契約約款第1条にいう「仕様書」とは、この共通仕様書をいう。
- (3) 土木工事の施工に関する一般的事項等は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月1日改定）に定める規定を準用することとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
- (4) ※については、市川市工事請負契約約款（継続費用）も含んで作成しているため、条文の読み替えに注意すること。

千葉県土木工事共通仕様書		読み換える字句等
1-1-1 適用 1.	千葉県県土整備部・農林水産部水産局	市川市
	工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）	工事請負契約約款（以下「約款」という。）
1-1-1 適用 2.	「千葉県請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」	約款
	千葉県財務規則の運用	市川市財務規則
1-1-2 用語の定義 2.	契約担当者等（千葉県財務規則等に規定する契約担当者をいう。）	契約課
1-1-2 用語の定義 3 3.	検査監	検査職員
※ 1-1-2 用語の定義 3 7.	検査監	検査職員
	契約書第32条、第38条、第39条	約款第31条、第37条、第38条
	千葉県建設工事検査要綱	市川市工事検査要綱
1-1-2 用語の定義 3 8.	千葉県組織規程第17条（本庁の職制）第6項及び第143条（出先機関の職制）第9項に規定する検査監をいう。	市川市行政組織規則第6条に規定する工事の中間検査、完成検査及び出来形検査を行う検査職員をいう。
1-1-3 設計図書の照査等 2.	契約書第19条第1項第1号から第5号	「約款」第18条第1項第1号から第5号

1-1-6 監督職員 1.	契約書第10条第2項	「約款」第9条第2項
1-1-6 監督職員 3.	県発注工事	市発注工事
	課長（千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）第8条に規定する本庁の課（室）の長又は出先機関の長（千葉県組織規程第3章に規定する出先機関の長をいう。	課長（市川市行政組織規則（平成11年3月31日規則第6号）第42条に規定する本庁の課（室）の長又は出先機関の長（市川市行政組織規則第44条に規定する外部機関の長をいう。
1-1-10 施工体制台帳	千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第1項	市川市建設工事指導要綱第11条第1項
	その一部を下請負に付したときは	下請契約を締結した全ての工事について
1-1-12 受注者相互の協力	契約書第2条	「約款」第2条
1-1-14 工事の一時中止	契約書第21条	「約款」第20条
1-1-16 工期変更 1. 2. 3. 4. 5.	契約書第16条第7項 契約書第18条第1項 契約書第19条第5項 契約書第20条 契約書第21条第3項 契約書第21条 契約書第22条 契約書第23条第1項 契約書第24条第2項 契約書第44条第2項	「約款」第15条第7項 「約款」第17条第1項 「約款」第18条第5項 「約款」第19条 「約款」第20条第3項 「約款」第20条 「約款」第21条 「約款」第22条第1項 「約款」第23条第2項 「約款」第39条第2項
1-1-17 支給材料及び貸与物件 1. 4. 6.	契約書第16条第1項 契約書第16条第8項 契約書第16条第9項	「約款」第15条第1項 「約款」第15条第8項 「約款」第15条第9項
1-1-21 工事完成検査 1. 2. 6.	契約書第32条 契約書第18条第1項 契約書第32条第2項	「約款」第31条 「約款」第17条第1項 「約款」第31条第2項
1-1-21 工事完成検査 4. 5.	検査監	検査職員

※ 1-1-22 出来形検査等 1. 2.	契約書第38条 契約書第38条第2項 契約書第39条第1項	「約款」第37条 「約款」第37条第2項 「約款」第38条第1項
※ 1-1-22 出来形検査等 3. 4.	検査監	検査職員
※ 1-1-22 出来形検査等 7.	契約書第35条	「約款」第34条
1-1-23 部分使用 2.	契約書第34条	「約款」第33条
1-1-25 履行報告	契約書第12条	「約款」第11条
1-1-34 交通安全管理 1.	契約書第29条	「約款」第28条
1-1-35 施設管理	契約書第34条 契約書第10条	「約款」第33条 「約款」第9条
1-1-40 不可抗力による 損害 1. 2. 3.	契約書第27条 契約書第30条 契約書第30条第1項 契約書第30条第2項	「約款」第26条 「約款」第29条 「約款」第29条第1項 「約款」第29条第2項
第2章 第3節 2-3-1 一般事項 2.	契約書第19条第1項	「約款」第18条第1項

2 工事の検査

受注者は、市川市工事検査要綱の定めるところにより検査を受けなければならない。

3 特記仕様書

土木工事の施工に関し特に定めるべき事項は、土木工事特記仕様書に明記するものとする。
なお、文字の中央部に線を重ねて付している事項は、本工事においては適用しない。

○本工事において適用しない事項の記載例

—(路盤廃材)— 第8条 本工事により発生する路盤廃材（———t）は、市川市———地内、片道運搬距離———kmの———に運搬し、処理するものとする。
--